

平成17年5月23日

「地域保健対策検討会 中間報告」について

標記につきまして、別添のとおり報告書がまとまりましたのでお知らせいたします。

○ 中間報告

- ・ 概要版
- ・ 中間報告

地域保健対策検討会 中間報告（概要版）

我が国の地域保健対策は、地域保健法等に基づき推進されてきたが、国内外の地域保健に関する新たな潮流に即して、地域保健の基盤をゆるぎないものとし、住民の健康と安全を確保するため、健康危機管理対策や生活習慣病対策を担えるだけの体制や制度の整備が必要となってきた。

当検討会では、地域保健の向上に関する事項のうち、地域における健康危機管理のあり方及び今後の地域保健計画のあり方の2点について優先的に検討し、中間報告を取りまとめた。

1 保健所を中心とした地域における健康危機管理体制の構築

- 健康危機に対しては、公衆衛生の専門家が、現場における「最初の対応者」となる。健康危機が発生した場合、その初動を担うのは、専門技術職員が配置されており、地域保健の第一線機関である保健所が最も適している。
- 保健所における健康危機管理においては、重大健康危機や医療安全への対応の強化充実が望まれるとともに、今後新たに対応すべき課題として、初動時に原因の特定ができない健康危機の事例への対応、生物テロ等、虐待、公衆衛生上問題のあると考えられる死体の死因調査、災害時の対策が挙げられる。
- 保健所は地域における健康危機管理体制の拠点として、地方衛生研究所は技術的・専門的支援機関として、それぞれ位置付けを明確にし、有事のみならず平時及び事後の対応を十分に行えるように機能の強化を図るとともに、今後は、これまで以上に健康危機管理を、業務の核とするべきである。

2 今後の地域保健計画

- 地域保健計画は、都道府県が健康危機管理への対応や各種の健康課題への優先度を明確にしたあるべき方向性を総合的に記載し、法律上の位置付けも明確化された計画として策定することが必要であり、明示された優先度に応じて健康課題に対する資源配分の方針を示すことが地域保健計画の役割である。
- また、地域における健康危機管理体制の確保と、地域保健に関する基盤整備について、公が担うべき公衆衛生上の役割を明らかにしつつ、記載すべきである。
- 以上を整理すると、地域保健計画の含むべき内容は、おおむね次のとおりである。
 - ① 健康危機管理計画
 - ② 生活習慣病対策その他の地域保健対策（関係計画に基づき記載）
 - ③ 地域における健康課題の優先度に応じた資源配分の方針
 - ④ 基盤整備（人材の育成・確保、保健所等の施設・設備、調査・研究等）

保健所における健康危機への対応の概要

対象分野

○原因不明健康危機

○感染症

○医薬品医療機器等安全

○災害有事・重大健康危機

○結核

○食品安全

○医療安全

○精神保健医療

○飲料水安全

○介護等安全

○児童虐待

○生活環境安全

○平時対応（日常業務）

- ①情報収集・分析：
 - ・ 感染症発生動向調査
 - ・ 健康危険情報の収集・整理・分析
 - ・ 過去の事例の集積
 - ・ 相談窓口（保健所通報電話の設置）
 - ・ 公衆衛生上問題のあると考えられる死体の死因調査
- ②非常時に備えた体制整備：
 - ・ 計画・対応マニュアルの整備
 - ・ 模擬的な訓練の実施
 - ・ 人材確保及び資質向上・機器等整備
 - ・ 関係機関とのネットワーク整備
- ③予防教育・指導・監督：
 - ・ 予防教育活動、監視、指導、監督

○有事対応（緊急時業務）

- ①緊急行政介入の判断
- ②連絡調整：
 - ・ 情報の一元管理・分析・提供
 - ・ 経過記録
 - ・ 専門相談窓口
- ③原因究明：
 - ・ 積極的疫学調査
 - ・ 情報の収集・分析・評価
- ④具体的対策：
 - ・ 被害拡大の防止
 - ・ 安全の確保
 - ・ 医療提供体制の確保（心のケアを含む）

○事後対応

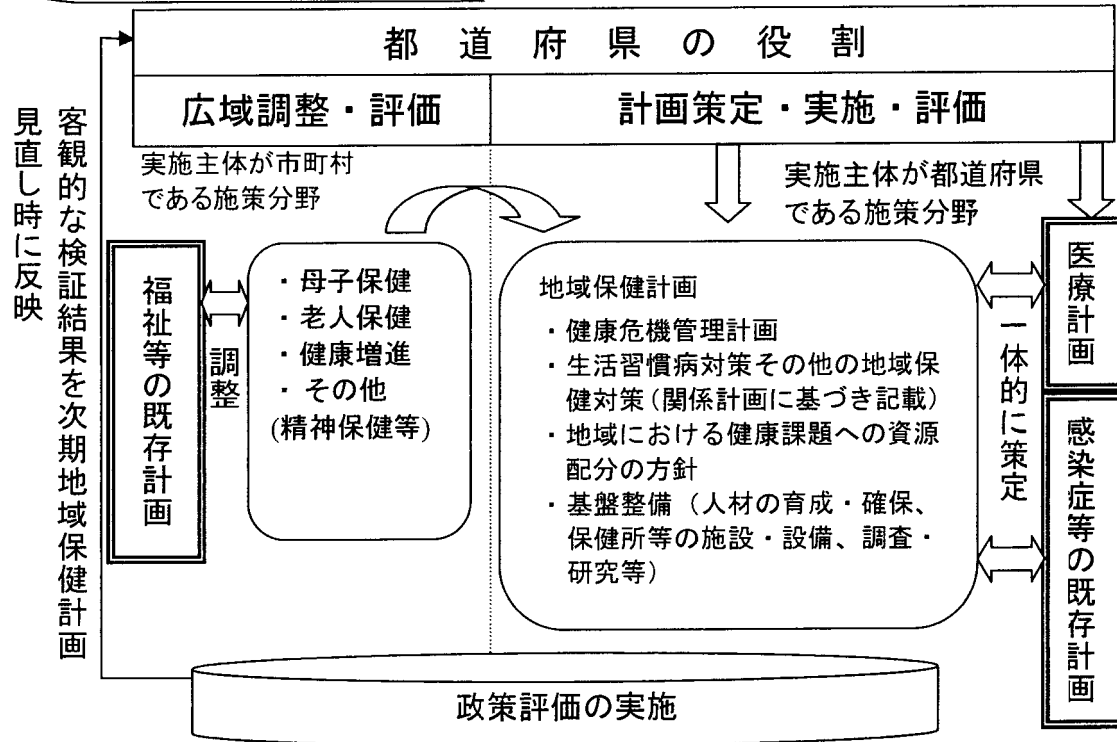
- ・ 事後対応の評価
- ・ 対応体制の再構築
- ・ 追跡調査
- ・ 健康相談窓口
- ・ PTSD対策

地域保健計画に関する概要

基本的な考え方

- ◇ 公衆衛生の新たな潮流に即した体制及び制度の整備
- ◇ 地域の自主性・裁量性の尊重（地域特性の反映）
- ◇ 到達目標と評価の導入による実効性のある事業展開

計画の位置付け



計画策定の枠組み

